

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社ファーマみらい

共創みらいケアステーション高崎

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

(1) 目的

本指針の目的は「共創みらいケアステーション桐生桜木」における感染症の予防及びまん延防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員・利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症が深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

本指針はこれらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基礎を築くことを目指す。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス・細菌・真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい場合がある。

介護施設や事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が必要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設や事業所全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

2. 感染対策委員会その他事業所内の組織について

(1) 目的

感染症の予防と早期発見に加え、感染症が発生した場合はそのまん延を確実に防止するため「感染対策委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 委員会構成メンバー及び感染対策担当者の役割

- ① 各事業所の委員及び法人代表で構成（組織図参照）し、委員会の運営及び感染対策に関する決定事項や具体的対策等を事業所全体に周知する。

委員の選任に関しては、看護師が所属している事業所に関しては看護師の選任ができるよう努める。

- ② 感染対策担当者の選任

- ・ 感染対策担当者は各事業の管理者が務める。
- ・ 事業所における委員会の運営責任及び発生時の指示・監督等を担う。
- ・ 職員や利用者の健康状態の把握を行う。

③ 活動内容（検討事項）

委員会は以下の事項について検討し、そこで得た結果は職員に周知徹底を図る。

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針、マニュアル等の整備や職員への周知に関すること
- ・感染症の予防及びまん延防止のための職員研修及び訓練内容に関すること
- ・感染症について、職員が相談報告できる体制の整備に関すること
- ・感染症が発生した場合、その発生原因などを分析し、得られる情報から再発防止の確実な対策を講じること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（３）開催頻度

委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６か月１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して、必要に応じ随時開催する。

（４）他の会議体との一体的な設置・運営

他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

（５）他のサービス事業者との連携

他のサービス事業者と協力し、広範な視野での感染対策を検討することを可能とする。

（６）遠隔会議システムの利用

必要に応じてテレビ電話装置などの遠隔会議システムを使用し、幅広い参加を促進する。

３．職員への研修・訓練について

感染症の予防及びまん延防止のための職員への研修・訓練は、職員に感染症防止に関する基本的な内容と適切な知識を普及・啓発することを目的とし、感染防止の徹底を目指し以下の通り実施します。

尚、感染症の業務継続計画に係る研修・訓練と一体的に実施を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年１回以上開催）の実施。
- ② 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について発生時の対応を定めた指針や研修内容に基づいた定期的な訓練（年１回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者へ「入社時研修～感染症まん延防止～」を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

4. 平常時の対策

(1) 事業所内の衛生管理

事業所内の衛生管理は、感染症の予防における基本である。これには定期的な清掃・消毒・換気などが含まれる。特に多くの人が触れるドアノブ・手すり・スイッチなどは、消毒用エタノールなどを使用して頻繁に消毒することが望ましい。

ノロウイルス感染症の発症時など、感染症に応じた特別な消毒方法の適用も重要である。

(2) ケアにかかる感染対策

ケアに関わる業務では、手洗いや標準予防策の徹底が不可欠である。手洗いは、血液・体液・分泌物・排泄物などに触れた後、または手袋を脱いだ後は必ず行う。さらに感染症の有無に関わらず、湿性生体物質に接する際は、感染の可能性を考慮して適切な保護具（手袋・マスク・ゴーグルなど）を使用することが推奨される。

これらの基本的な予防策は、日常のケア業務において感染リスクを低減するうえで非常に重要である。

(3) 職員の健康管理

感染対策担当者を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 入社時及び定期的な健診の実施や必要に応じたワクチン接種の実施
- ② 職員の体調把握に努める
- ③ 体調不良時の申請方法（連絡）を周知し、申請しやすい環境を整える。

(4) 利用者の健康管理

感染対策担当者を中心に、各担当者が利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する。
- ② 利用者の体調・様子などを家族等や関係機関と連携し把握に努める。
- ③ 利用者の体調・様子などを共有する方法を構築する。
- ④ 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

5. 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

感染対策担当者を中心に感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑いの者の状況を把握し、情報を共有する。
- ② 事業所等全体の感染者及び感染の疑いの者の発生状況（発生者数、感染状況、感染が疑われる日時や場所の特定など）を調査し、把握する。

(2) 感染拡大の防止

- ① 感染対策担当者は、感染者及び感染疑いの者の対応方法を確認し周知指導する。
- ② 各担当者は、感染及び感染疑いの者の支援方法を確認する。
- ③ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）

- ④ 感染者及び感染疑いの者と接触した関係者（職員・家族など）の体調を確認する。
 - ⑤ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒する。
 - ⑥ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す
- (3) 医療機関や保健所、行政関係機関との連携
- 感染症の発生時には、地域の医療機関・保健所・市町村の関係部署との連携が不可欠である。これには、感染の報告、専門的なアドバイスを受け取り、対応策の協議が含まれる。
- (4) 行政等への報告等
- 感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき適切な行政機関へ速やかに報告する報告には、感染者数・感染経路の推定・現在の対策状況などの詳細を含める
- (5) 発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制
- 感染症発生時の対応を効果的に行うためには、事業所内の連絡体制を整備し、迅速かつ明確な情報共有を行う。これには、緊急連絡の整備・職員や利用者等への情報提供が含まれる。

<変更・廃止手続き>

本指針の変更及び廃止は、感染対策委員会により行う。

附 則 この指針は、令和8年8月1日から施行する。